様式6(第24条関係)

輸入申請書

令和　　年　　月　　日

　室蘭工業大学長　殿

 (実験管理者)

職名

氏名

内線番号

メールアドレス

(安全主任者)

氏名

　遺伝子組換え生物等の輸入を次のとおり申請しますので，承認願います。

|  |  |
| --- | --- |
| 輸入に係る生物の種類の名称 | 　 |
| 輸入に係る生物の用途 | 　 |
| 輸入に係る生物の輸出国又は地域 | 　 |
| 輸入される海空港名及び入港月日 | 　 |
| 輸入する数量 | 　 |
| 積載船(機)名 | 　 |
| 輸送形態 | 　 |
| 輸入に係る生物の生産国 | 　 |
| 輸入代行者等の名称等 | 　 |

備考

1　「輸入に係る生物の種類の名称」には，法第16条の規定による指定に係る生物の種類の名称を記載すること(当該生物が遺伝子組換え生物等である場合には，当該遺伝子組換え生物等の名称及び当該遺伝子組換え生物等に係る第一種使用規程を特定するための情報)。

2　「輸入に係る生物の用途」には「栽培用」，「飼料用」，「食用(食品加工用を含む。)」，「工業原料用」など予定している用途が明らかになるように具体的に記載すること。

3　「輸送形態」には，船積貨物，航空貨物，郵便物，携帯品など輸送方法が明らかとなるような記載をすること。

4　「輸入代行者等の名称等」には，輸入手続を代行する者など届出者以外で連絡することが適当な者がいる場合は，その者の名称及び連絡先を記載すること。

5　用紙の大きさは，日本工業規格A4とすること。

6　本用紙の裏面、輸入手順（参考）を必ず確認すること。

輸入手順（参考）

１．実験計画書の提出（学長）

２．譲受申請書の提出（学長）

３．輸入申請書の提出（学長）

４．輸入手続き（厚生労働省の輸入届出制度参照）

輸入に必要な申請書類は、あらかじめ検疫所の窓口において事前確認をしてもらう。

※必要書類は以下のとおりになるが、手続きが難しいので、輸入代行業者に依頼するのが現実的である。

1.届出書

2.衛生証明書

3.本人確認のための書類

4.室蘭工業大学からの委任状

5.室蘭工業大学からの委任契約書

6.室蘭工業大学の登記事項証明書

7.室蘭工業大学の印鑑登録証明書

8.申請者から室蘭工業大学への被委任者指名依頼書

9.室蘭工業大学から申請者への被委任者指名書

10.申請者の印鑑登録証明書

11.げっ歯類の場合は、微生物検査証明書

12.Invoice

以上の書類を厚生労働省へ提出

（実際の書類の提出は生物等が到着する検疫所となる。例えば、海外から成田空港を経由して新千歳空港に到着する場合は、小樽検疫所新千歳空港検疫所支所に提出する。）

５．搬入

搬入時に1の承認番号・匹数等を施設にて記録し、対象生物を搬入する。

（あらかじめ情報提供されずに生物等の運搬容器を開けると違法となる）